

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

今般、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した、個別接種促進のための新たな財政支援について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 診療所への交付

○週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合

週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して 2,000 円/回数

○週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合

週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して 3,000 円/回数

2. 医療機関（診療所・病院）が 50 回以上/日の接種を行った場合

1 日当たり定額で 10 万円（同一日に 1. と 2. の支援の重複は不可）

3. 病院が、特別な接種体制を確保し、50 回以上/日の接種を週 1 日以上行った週が 7 月末までに 4 週間以上ある場合

医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円

看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円

※いずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の 7 月までの枠組みを活用して実施するものとし、都道府県が医療機関へ交付する。

※対象期間は 5 月 10 日の週から 7 月末までとする。

事務連絡
令和3年5月25日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、これまでも財政支援策をお示してきたところです。

今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行うこととしました。

個別接種に協力して頂く医療機関を更に確保し、希望する高齢者への接種を進めていただくようお願いします。

(別紙)

個別接種促進のための財政支援（案）

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - ・ 週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
 - ・ 週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

(※1) 現行の接種費用の原則 2,070 円/回とは別途で交付。
(※2) 7 月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。
(※3) 週の考え方は、日曜日から土曜日まで。
(※4) 同一の週を週 100 以上及び週 150 以上として重複しない。
(例：週 150 回が 4 週、週 100 回が 2 週あった場合、週 150 回以上のみが要件を満たす。なお、週 100 回の 2 週については 1. の対象とはならないが、2. の対象にはなり得る。)
2. 医療機関（診療所・病院）が 50 回以上/日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に 1. と 2. の支援の重複は不可）

(※5) 日の考え方は、0 時から 24 時まで。なお、24 時を跨いで連続した接種を行う場合は、24 時以前の日付けの分として回数を計算。
3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上/日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2. に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

<u>医師</u>	<u>1 人 1 時間当たり 7,550 円</u>
<u>看護師等</u>	<u>1 人 1 時間当たり 2,760 円</u>

- (※6) 週の考え方は1. と同様。
- (※7) 日の考え方は2. と同様。
- (※8) 特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。
- (※9) 緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～ 3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

ワクチン接種に係る新たな支援策について

○ これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、**今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)**

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：**4,319億円**(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：**3,439億円**(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い
集団接種

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付 **5 / 6**

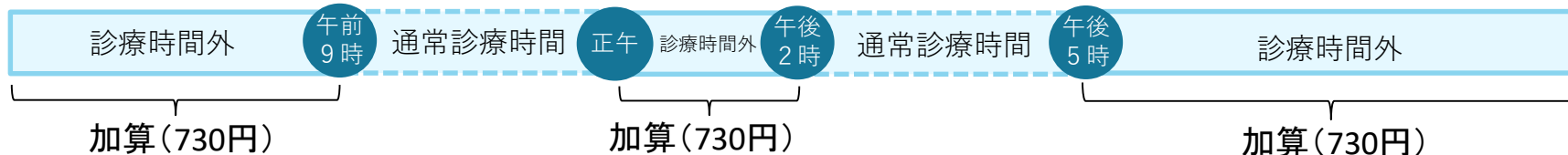
新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種費用について

ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。
(時間外・・・+730円、休日・・・+2,130円) **【適用：R3.4.1～7.31までの接種】**

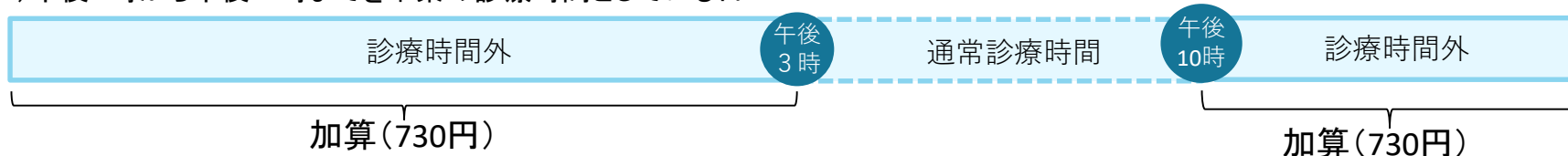
【時間外(平日)】

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を加算の対象とする。

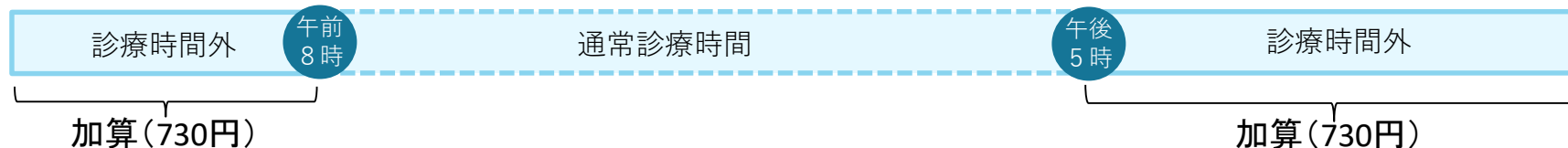
(例1) 午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までを平素の診療時間としている日



(例2) 午後3時から午後10時までを平素の診療時間としている日



(例3) 平素に明確な診療時間が定められていない医療機関(集団接種を想定)



【休日】

以下の①または②のいずれかに該当する日

- ① 平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日(休診日)
※なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。
- ② 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

